

RRS 2017-2020主要改正点

(外洋レース、クルーザーレース関係)

ルール委員会外洋規則小委員会

(概要)

- ・レースをするための航路権ルールは大きくは変わっていない。
- ・抗議の要件のかけ声は「プロテスト」に限定される。
- ・テクニカル委員会の役割の規則化
- ・「支援者」もRRSの対象に
- ・準備信号に「U旗」が追加
- ・標準帆走指示書が新設
- ・公示・帆走指示書に[D P] (裁量ペナルティ) 表示
- ・RRSの条項はRRSx、公示の条項はNo Rx、帆走指示書の条項はS Ixと記載。
- ・不正行為のRRS 69が大幅改定

抗議のかけ声は「プロテスト」のみに (RRS改正ではない)

抗議のかけ声は、これまでのルールブックでは「抗議 (プロテスト)」とされてきたが、新RRSでは「プロテスト」だけが記載された。

この変更により、かけ声は抗議の要件の一つであるが、その際は「プロテス

ト」だけしか認められ無くなった。

2020オリンピックを控え、国際標準のレースを行う一貫として、翻訳レベルでの変更ではあるが、「抗議！」と言ったのでは抗議の要件を満たさなくなるので、要注意である。

なお、障害物タックの返答のタックせよ、も同様の理由で「ユー・タック」だけとなった。

(参照条文)

61.1 被抗議者に伝えること

(a) 抗議しようとする艇は、その意思を最初の妥当な機会に相手艇に伝えなければならない。その抗議がレース・エリアで関与したか、または目撃したインシデントに関わる場合、艇は最初の妥当な機会に「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならず、それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。

20.2 応じること

- (a) 艇は声をかけた後、声をかけられた艇が応じるための時間を与えなければならない。
- (b) 声をかけられた艇は、その声かけが規則20.1に違反しているとしても、応じなければならぬ。
- (c) 声をかけられた艇は、次のいずれかで応じなければならない。
 - ・ できるだけ早くタックする
 - ・ 直ちに「ユー・タック」と答え、その後に声をかけた艇にタックして自艇を回避するためのルームを与える (以下略)

計測や安全インスペクションを行う組織が「テクニカル委員会」とルール上で位置づけられ、直接抗議することもできるようになった

テクニカル委員会はRRS92で「装備検査と大会計測を実施」とされ、序文「用語」で「テクニカル委員会」を明記。内容は「89.2(c)に基づき任命されたテクニカル委員会と、テクニカル委員会の機能を果たすその他のすべての人物または委員会」と規定された。

「テクニカル委員会」という名称の委員会を作らなくても、主催団体が任命してその機能をはたす人（例：インスペクション担当）や委員会（例：計測委員会、安全検査委員会）もRRSでのテクニカル委員会の諸規程が適用される。

(参照条文)

序文 用語

(用語) テクニカル委員会 P5

(意味) 規則 89.2(c)に基づき任命されたテクニカル委員会と、テクニカル委員会の機能を果たすその他のすべての人物または委員会

(1) テクニカル委員会は、適切な（必要な）場合、主催団体・レース委員会が任命する。

テクニカル委員会は、主催団体の指示、規則により求められている通りにインスペクション（装備検査、大会計測）を行わなければならない。

(参照条文)

89.2(c) 主催団体はレース委員会を任命し、適切な場合、プロテスト委員会、テクニカル委員会およびアンパイヤを任命しなければならない。

92 テクニカル委員会 P53

92.1 テクニカル委員会は、最低一人で構成され、主催団体もしくはレース委員会により、または World Sailing 規定集で規定されたとおり任命された、委員会でなければならない。

92.2 テクニカル委員会は、主催団体の指示に従い、かつ規則により求められるとおりに、装備検査と大会計測を実施しなければならない。

※ ここでの規則はRRSの定義の「規則」なので、RRS、ERSはじめ外洋特別規定、クラス規則（ハンディキャップ・システム、レーティング・システムも含む）、レース公示、帆走指示書等も含む。

(2) テクニカル委員会は、直接抗議が出来る

今後は、テクニカル委員会が直接、抗議や救済要求を出来ることとなつた。これまで装備や計測についてはイクイップメント・インスペクターやメジャラーがレース委員会に報告し、レース委員会が該当艇を抗議する仕組みであった。

(参照条文)

定義 抗議 艇が規則に違反したことに対する、艇、レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による規則61.2に基づく申し立てを抗議という。

60.4 テクニカル委員会は、次のことができる。 P34

(a) 艇を抗議する。ただし、次のいずれかからの情報の結果として抗議することはできない。

- ・救済要求
- ・無効となった抗議
- ・その艇の代表者ではない利害関係のある人物からの報告

ただし、次のように判定した場合には、艇を抗議しなければならない。

(1) 艇が、規則41、42、44、46を除く、第4章の規則に違反した。

(2) 艇または個人装備がクラス規則に従っていない。

(b) 艇に対する救済を要求する。

(c) 規則69.2(b)に基づく処置を要請してプロテスト委員会に報告する。

(3) テクニカル委員会の不手際・不適切な処置は救済対象になる。また、不手際・不適切な処置をした場合、テクニカル委員会自ら艇に対する救済要求が出来る。

(参照条文)

6 2. 1 (a) 大会のレース委員会、プロテスト委員会、主催団体、またはテクニカル委員会の不適切な処置または不手際。 P36

6 0. 4 テクニカル委員会は、次のことができる。

(b) 艇に対する救済を要求する。

インシデントに直接関係しないレース参加のジャッジが可能に

クラブルースなどで、レースに参加しているプロテスト委員による審問も可能になった。

これまでレースに参加していると「利害関係者」であるとして、審問から排除されるルールであった。これからは、下記の手続きを行えば、そのインシデントに直接関係しなければ、同じレースに参加していた者をジャッジとして審問に参加させることが出来るようになった。

手続きとしては、次のいずれかである。

- ・すべての当事者が同意
- ・プロテスト委員会が、利害関係は顕著ではないと判断

(参照条文)

6 3. 4 (b) 利害関係のあるプロテスト委員会のメンバーは、審問を行う委員会のメンバーになってはならない。ただし、次のいずれかの場合を除く。 P37

(1) すべての当事者が同意した。

(2) プロテスト委員会が、利害関係は顕著ではないと判断した。

定義 利害関係 ある人物は次の場合、利害関係があるという。(a) その人物が関与する決定の結果、自

P7